

制 度 名	植林費の損金算入の特例		
税 目	法人税（措法 52、68 の 38）		
要 望 の 内 容	<p>・適用期限の 2 年延長</p> <p>森林施業計画に基づき、造林するための植林費（種苗費、植栽費、地拵え費及び補植費）を支出した場合には、当該法人がその支出の 100 分の 35 以下の金額で損金経理をしたものについては、当該事業年度の所得の計算上、損金に算入することができる。</p> <p>ただし、資本金又は出資金の額が 1 億円を超え、かつ、従業員の数が 300 人を超える法人が交付を受ける場合には、補助金等に係る植林費を損金算入の対象から除外する。</p>		
	平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	-	百万円 （-百万円）
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的</p> <p>林業生産活動を通じた伐採、植林が計画的に行われることにより、森林の有する、国土の保全、水源のかん養、地球温暖化の防止、木材の供給等の多面的機能の発揮を確保する。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>① 森林の有する国土の保全、水源のかん養等の多面的機能は広域性を有しており、その確保は全国的な課題である。</p> <p>② このため、森林法に規定される森林計画制度において、森林所有者等が経営する森林について自発的に森林施業計画を作成し、一定の要件を満たす場合に市町村長の認定を受ける制度を設け、長期的な方針に基づく森林施業の推進を図ることとしている。</p> <p>③ 植林は、このような森林の有する諸機能を発揮させるための基礎となるものであり、特に、森林吸収目標 3.8%を達成することが国際的な責務となっており、植林・保育により森林資源の維持・再生を図ることが重要な課題となっている。</p> <p>④ 我が国の森林資源は、戦後、積極的に人工林を造成してきた結果、今後は伐採可能な高齢級（50 年生以上）の森林が急激に増加することから、法人の植林に対するインセンティブを与える本税制の延長が必要である。</p>		

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》 森林の有する多面的機能の発揮と林業・木材産業の持続的かつ健全な発展</p> <p>《政策分野》 森林の有する多面的機能の発揮</p>
		政策の達成目標	森林施業計画に基づく計画的な森林施業を推進し、地球温暖化防止に係る京都議定書の履行に必要な森林による二酸化炭素吸収量の確保を含め、森林の有する多面的な機能の持続的な発揮を図ること。
		租税特別措置の適用又は延長期間	平成23年4月1日～平成25年3月31日（2年間）
		同上の期間中の達成目標	平成23～24年度の2年間において、以下の達成を目標とする。（2年間合計の数値） 森林造成面積 9.3万ha
		政策目標の達成状況	民有林における人工造林面積は、毎年約2万ha確保されており、林業生産活動を通じた植林が計画的に行われることにより、森林の有する、国土の保全、水源のかん養、地球温暖化の防止、木材の供給等の多面的機能の発揮が確保されている。
	有 効 性	要望の措置の適用見込み	平成23年度 45件（対象者179）
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	<p>本特例措置の適用対象者は、中小企業を中心とした主に林業関係の法人であり、税制特例の対象者は広範（約2万社）であることから、特定の者に偏ってはいない。</p> <p>近年、木材価格の低下による伐採の先延ばしや、林業経営を営む法人の約7割が赤字法人であることから、特例措置の適用件数は低位に留まっているが、今後、人工林資源が利用期を迎え、伐採面積の増大の可能性も高まると見込まれることから、主伐後の植栽を担保する観点からも本制度は必要である。</p>
	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
		予算上の措置等の要求内容及び金額	<p>① 森林整備事業（補助事業） 1,182億円の内数</p> <p>② 造林関係融資制度（日本政策金融公庫）</p> <p>③ 森林整備地域活動支援交付金</p>
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	いずれも、森林整備を推進し、森林の多面的機能を確保するための施策であるが、要望項目は、森林・林業を取り巻く状況が厳しい中で、これらの施策と併せて講ずることにより、企業による植林の確保を図ることを目的としている。

		<p>要望の措置の妥当性</p> <p>本特例措置は、長期間固定化する費用の早期回収を図ることにより、法人のキャッシュフローを改善し、植林を推進するものであり、補助金や金融による個々の支援とは別に、税制によりインセンティブを付与することにより、広く効果を発揮できる的確な措置と考えられる。</p> <p>また、林業経営は長期にわたるものであり、植林後にも除伐等の保育経費が必要であるが、本特例措置の対象経費は植林費のみに限定しており、必要最低限の措置としている。</p> <p>さらに、平成 21 年度からは、大規模法人への特例措置の適用に一定の制限を設けるなど、中小企業の振興に重点をおいた点で政府の方針にも合致した措置である。</p>
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	<p>平成 19 年度 41 件、46 百万円 (対象者 164)</p> <p>平成 20 年度 40 件、37 百万円 (対象者 160)</p> <p>平成 21 年度 42 件、53 百万円 (対象者 169)</p>
	租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)	<p>本特例措置の適用対象者は、中小企業を中心とした主に林業関係の法人であり、税制特例の対象は広範であることから、特定の者に偏っていない。</p>
	前回要望時の達成目標	<p>平成 19~20 年度の 2 年間において、以下の達成を目標とする。(2 年間合計の数値)</p> <p>森林造成面積 9.3 万 ha</p>
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	<p>平成 20 年度は、目標 4.7 万 ha に対し、実績 3.2 万 ha であり、68%の達成率となっている。この主な要因としては、外国産材との競合等を背景として立木価格が低下していることによるものである。</p>
これまでの要望経緯	<p>S58 創設 損金算入率 27/100</p> <p>S62 損金算入率 27/100 → 25/100</p> <p>H 9 損金算入率 25/100 → 30/100</p> <p>H13 損金算入率 30/100 → 35/100</p>	